

一般社団法人日本インターナショナル・サポート・プログラム サポート会員規約

第1章 総則

第1条 (サポート会員規約の範囲)

1. 本規約は、一般社団法人日本インターナショナル・サポート・プログラム（以下「この法人」という。）の定款が定めるサポート会員（賛助会員）となった個人または法人（団体）に適用します。

第2条 (サポート会員)

1. サポート会員はこの法人の事業を賛助するために入会した個人または法人（団体）を指します。

第2章 会員

第3条 (入会)

1. この法人のウェブサイトの申し込みページまたはこの法人指定の申込書に必要事項を記入・提出し、会費の支払いが完了した場合に入会とします。

第4条 (会費)

1. 会費は、以下に定めるとおりとします。

個人サポート会員	年会費	1口	3,000円
法人（団体）サポート会員	年会費	1口	10,000円

第5条 (有効期間)

1. 本規約に基づくサポート会員期間は、入会日から1年間とします。

第6条 (入会の不承認)

1. 以下の行為が認められた場合、入会を承認しないことがあります。
 - 1) 入会申込の際の申告事項に、虚偽があった場合
 - 2) 入会申込後一定の期間を経過しても会費の支払いがない場合
 - 3) 過去にこの法人からサポート会員資格を取り消されたことがある場合
 - 4) その他、この法人がサポート会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第7条 (会費等の払戻し)

1. サポート会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第8条（変更の届け出）

1. サポート会員は、その名称、住所、連絡先等、この法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きを行うものとします。
2. サポート会員が第1項の変更申込をしなかったことにより、不利益を被った場合でもこの法人はその責任を一切負わないものとします。

第9条（退会方法）

1. サポート会員は申し出により、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合、サポート会員は、退会後もこの法人に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第10条（会員資格の取消）

1. この法人はサポート会員が次のうち1つでも該当すると認めた場合、サポート会員たる資格を取り消すことができるものとします。
 - 1) この法人の名誉を著しく傷つける行為、またはサポート会員としての品格を損なう行為があったと、この法人が認めた場合
 - 2) 本規約または、その他この団体が定める規約に違反した場合
 - 3) 本人が死亡、若しくは失踪宣言を受けた場合
 - 4) その他、この法人がサポート会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

第3章 サービス

第11条（サービスの利用）

1. サポート会員は、以下の特典があります。
 - 1) 活動報告（JISP ニュースレター）のお届け
 - 2) イベント、事業報告会、交流会などの各種イベント開催のお知らせ
 - 3) ご希望の場合、この法人 web サイトに企業名とロゴを掲載（法人会員のみ）

第4章 個人情報

第12条（個人情報の取扱いについて）

1. ご提供いただいた個人情報は、法令等の規定に基づく場合を除いて、活動報告やお礼状、イベント案内等の送付、緊急支援のお願い、何らかの理由でサポート会員と連絡する必要がある場合等、活動のために必要な目的において個人情報を利用します。

第13条（著作権）

1. サービスによって提供される情報の著作権はこの法人に属します。

第14条（情報の二次使用）

1. サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第5章 免責および損害賠償

第15条（免責および損害賠償）

1. サポート会員は、この法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、この法人は一切責任を負わないものとします。
2. 万が一、この法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、この法人は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および経過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。
3. サポート会員が退会・除名等によりサポート会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該サポート会員に対して効力を有するものとします。

第6章 本会員規約の追加・変更

第16条（規約の追加・変更）

1. 本規約の定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により決めるものとします。
2. この法人は、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本規約の全部または一部を変更することができます。この法人により変更された本規約は、この法人の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後サポート会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

附則

（施行期日）

- 第1条 本規約は、2020 年年 5 月〇日より実施します。